

☀️ ほほえみ

介護保険

お問い合わせ先

大雪地区広域連合 介護保険対策室

〒071-1423 上川郡東川町東町1丁目16番1号
TEL : 0166-82-3697 FAX : 0166-82-3618

お住まいの町の地域包括支援センター

- (東川町)** 東川町地域包括支援センター
〒071-1492 上川郡東川町東町1丁目16番1号
TEL : 0166-82-2111 FAX : 0166-82-3644
- (美瑛町)** 美瑛町地域包括支援センター
〒071-0292 上川郡美瑛町本町4丁目6番1号
TEL : 0166-92-4248 FAX : 0166-92-1115
- (東神楽町)** 東神楽地域包括支援センター
〒071-1592 上川郡東神楽町南1条西1丁目3番2号
TEL : 0166-83-5600 FAX : 0166-83-4180



令和6年度から 介護保険制度が見直されました

UD FONT by MORISAWA ユニバーサルデザイン (UD) の考えに基づき、より多くの人へ適切に情報を伝えられるよう配慮した見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

リサイクル適性
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

VEGETABLE OIL INK

禁無断転載©東京法規出版
KG013030-Y16

大雪地区広域連合

お気軽にご相談ください!

地域包括支援センター

地域包括支援センターでは
こんな相談を受け付けています

高齢者本人からだけでなく、家族、近隣に暮らす人からも
高齢者に関する相談を受け付けています。



健康や介護のこと

- 今の健康を維持したい
- 心身の衰えが気になる
- 介護保険のサービスを利用したい

財産や権利のこと

- ひとり暮らしで財産の管理が心配
- 悪質商法にだまされた
- 虐待を受けている

こんなことも相談 してください

- 近所で虐待を受けているらしい人がある
- ひとり暮らしの高齢者がよく徘徊している

進めています

安心のためのネットワークづくり 地域包括ケアシステム

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくため、その地域に必要なサービスや施設を整備し、介護保険をはじめとした一人ひとりに応じたサービスを一体的に継続して行う「地域包括ケアシステム（地域包括ケア）」が進められています。市区町村と介護、医療、保健、福祉がお互いに連携し、包括的な支援と一体的なサービスを提供します。

介護

- 在宅サービスや施設サービスなど、地域の実情にあわせた整備 など

医療

- かかりつけ医
- 在宅医療、介護との連携 など



住まい

- 自宅のバリアフリー化
- サービス付き高齢者向け住宅 など

生活支援・介護予防

- 自治会、ボランティア、老人クラブなどによる介護予防の推進
- 地域の実情にあわせた生活支援の実施 など

介護保険のしくみ

介護保険は40歳以上の人が被保険者となって保険料を納め、介護や支援が必要になったときにサービスが利用できる、支え合いの制度です。大雪地区広域連合（東川町、美瑛町、東神楽町）が運営しています。

わたしたち (40歳以上の人)

- 介護保険料を納めます。
- サービスを利用するための申請をします。
- サービスを利用したら、利用者負担を支払います。

65歳以上の人（第1号被保険者）

40～64歳の人（第2号被保険者）



介護や支援が必要になったときに、大雪地区広域連合の認定を受けてサービスが利用できます。どんな病気やけがが原因で介護や支援が必要になったかは問われません。

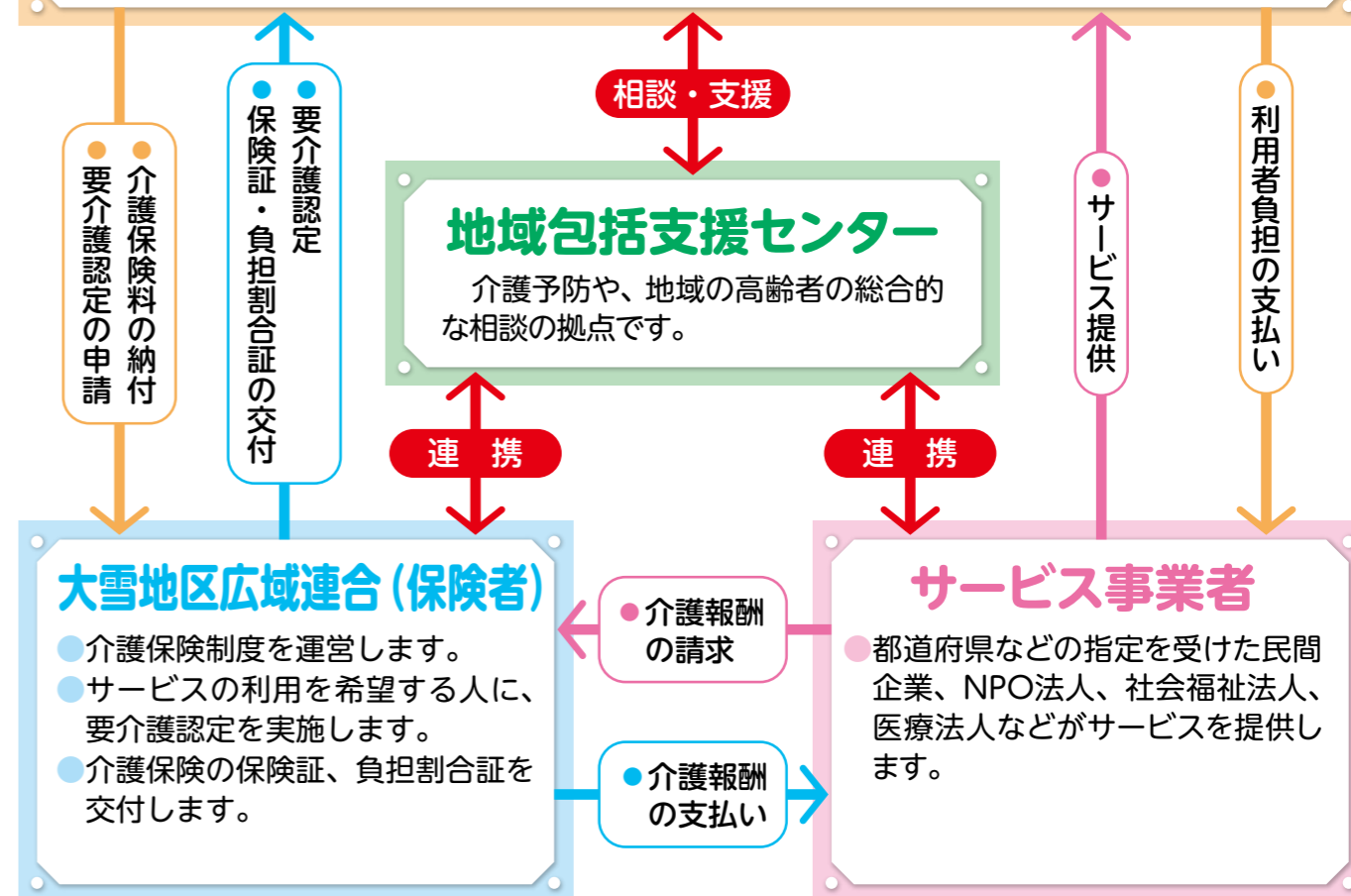
保険証 65歳になったら交付されます。



特定疾病で介護や支援が必要になったときに、大雪地区広域連合の認定を受けてサービスが利用できます（交通事故や転倒などが原因の場合、介護保険は利用できません）。

保険証 認定を受けた場合などに交付されます。

要介護認定を受けている人などには、保険証とは別に、介護保険負担割合証が交付されます。



介護保険料

介護保険は、国や都道府県、市区町村が負担する「公費」と、みなさんが納める「介護保険料」を財源として運営されています。誰もが安心してサービスを利用できるように、保険料は必ず納めましょう。

65歳以上の人の保険料の納め方

受けとっている年金額（年額）によって、納め方が2種類に分かれています。

老齢（退職）年金・遺族年金・障害年金が、

年額**18万円以上**の人

特別徴収

年金の定期支払い（年6回）の際、年金から保険料があらかじめ差し引かれます。特別徴収の対象となるのは、老齢（退職）年金、遺族年金、障害年金です。



年金が年額18万円以上でも納付書で納めることがあります

- 年度途中で65歳（第1号被保険者）になった場合
- 他の市区町村から転入した場合
- 保険料の所得段階が変更になった場合 など

老齢（退職）年金・遺族年金・障害年金が、

年額**18万円未満**の人

普通徴収

送付される納付書にもとづき、介護保険料を大雪地区広域連合に個別に納めます。



口座振替がおすすめです

普通徴収の納付には、便利で確実な口座振替がおすすめです。次のものを持って大雪地区広域連合指定の金融機関で手続きしてください。

- 保険料の納付書
- 預（貯）金通帳
- 印かん（通帳届け出印）

保険料を滞納していると

サービスを利用した際の利用者負担は、通常はかかった費用の1割、2割、3割（▶P8）ですが、保険料を滞納していると滞納期間に応じて次のような措置がとられます。

1年以上滞納すると

費用の全額をいったん利用者が負担し、申請によりあとで保険給付分が支払われます。

1年6か月以上滞納すると

費用の全額を利用者が負担し、申請後も保険給付の一部または全部が一時的に差し止めとなり、滞納していた保険料にあてられることもあります。

2年以上滞納すると

サービスを利用した際の利用者負担の割合が3割※になったり、高額介護サービス費等が受けられなくなったりします。
※利用者負担の割合が3割の人が滞納した場合は、4割になります。

やむを得ない理由で保険料を納められないときは…

災害や失業など、やむを得ない理由で保険料を納められないときは、減免や納付猶予を受けられることがあります。困ったときは、お早めにお住まいの町の役場税務課にご相談ください。

第9期介護保険料段階と保険料額（令和6～8年度）

所得段階	対象者	保険料率	保険料率 (100円未満 は四捨五入)
第1段階	生活保護の受給者、世帯全員住民税非課税で老齢福祉年金の受給者又は本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額の合計が80万円以下の人	基準額×0.455 公費軽減後 (基準額×0.285)	34,900円 公費軽減後 (21,900円)
第2段階	世帯全員住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額の合計が80万円を超え、120万円以下の人	基準額×0.639 公費軽減後 (基準額×0.439)	49,100円 公費軽減後 (33,700円)
第3段階	世帯全員住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額の合計が120万円を超える人	基準額×0.69 公費軽減後 (基準額×0.685)	53,000円 公費軽減後 (52,600円)
第4段階	住民税課税世帯で、本人が住民税非課税であり、前年の合計所得金額+課税年金収入額の合計が80万円以下の人	基準額 ×0.86	66,000円
第5段階	住民税課税世帯で、本人が住民税非課税であり、前年の合計所得金額+課税年金収入額の合計が80万円を超える人	基準額 76,800円×1.00	76,800円
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が所得120万円未満の人	基準額 ×1.26	96,800円
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が所得120万円以上210万円未満の人	基準額 ×1.31	100,600円
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が所得210万円以上320万円未満の人	基準額 ×1.59	122,100円
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が所得320万円以上420万円未満の人	基準額 ×1.63	125,200円
第10段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が所得420万円以上520万円未満の人	基準額 ×1.90	145,900円
第11段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が所得520万円以上620万円未満の人	基準額 ×2.165	166,300円
第12段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が所得620万円以上720万円未満の人	基準額 ×2.365	181,600円
第13段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が所得720万円以上820万円未満の人	基準額 ×2.565	197,000円
第14段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が所得820万円以上920万円未満の人	基準額 ×2.575	197,800円
第15段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が所得920万円以上1,020万円未満の人	基準額 ×2.585	198,500円
第16段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が所得1,020万円以上の人	基準額 ×2.595	199,300円

*端数処理 百円未満は、四捨五入して処理しています。

合計所得金額

収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除する前の金額です。

第1～5段階については「公的年金等に係る雑所得」を控除した金額を用います。また、第1～5段階の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。

土地売却等に係る特別控除額がある場合は「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います。

課税年金収入額

国民年金・厚生年金・共済年金などの課税対象となる種類の年金収入額のことで、障害年金・遺族年金・老齢福祉年金などは含まれません。

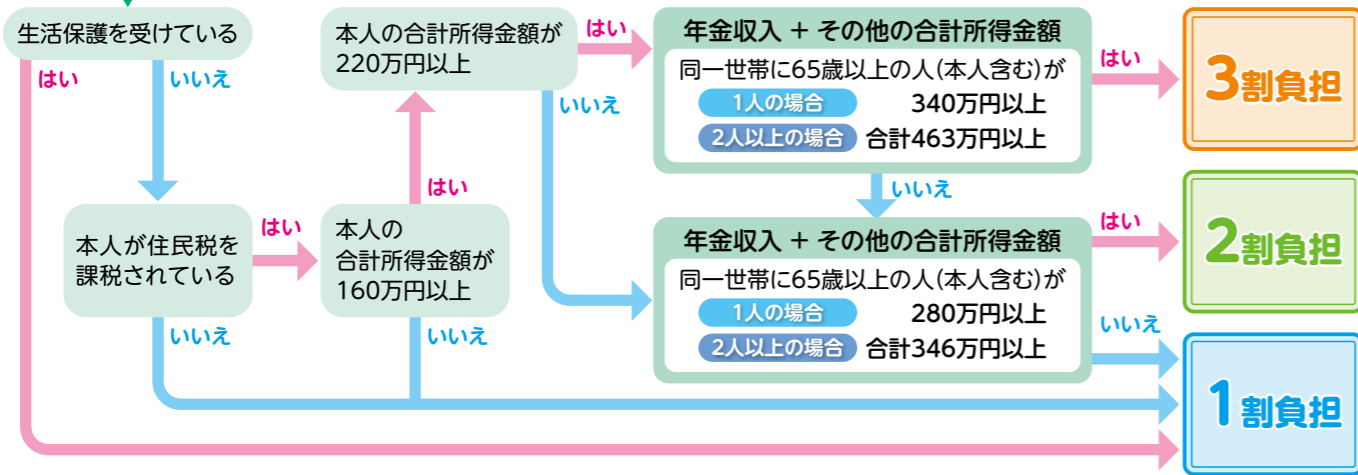
☀️ 利用者の負担

ケアプランにもとづいてサービスを利用した場合、サービスにかかった費用の1割、2割、3割をサービス事業者に支払います。

収入などにより利用者負担の割合が決まります

利用者の負担割合は、利用者本人と、同じ世帯にいる65歳以上の人の所得により決まります。大雪地区広域連合から交付される「介護保険負担割合証」に記載されています。

65歳以上の人 ●40～64歳の方は所得等にかかわらず1割負担です。



介護保険で利用できる額には上限があります

在宅サービスでは、要介護状態区分に応じて上限額（支給限度額）が決められています。上限額の範囲内でサービスを利用するときは、利用者負担の割合は1割、2割、3割ですが、上限を超えてサービスを利用した場合には、超えた分は全額利用者の負担になります。

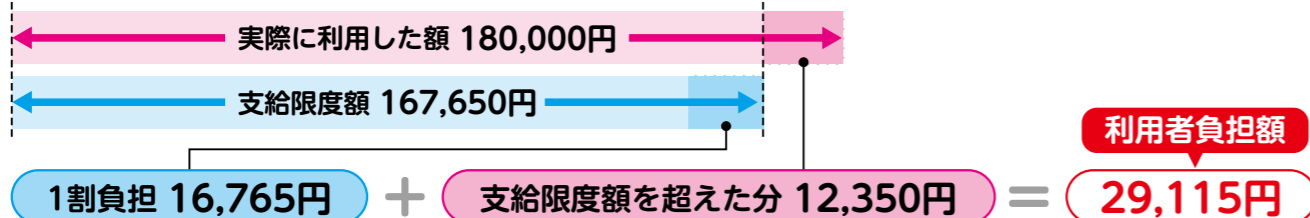
主な在宅サービスの支給限度額

要介護状態区分	1か月の支給限度額
要支援 1	50,320円
要支援 2	105,310円
要介護 1	167,650円
要介護 2	197,050円
要介護 3	270,480円
要介護 4	309,380円
要介護 5	362,170円

※上記の金額は標準地域の場合で、人件費などの地域差に応じて限度額の加算があります。
 ※介護予防・生活支援サービス事業対象者は、原則として要支援1の支給限度額が設定されています。



例 要介護1の人が、1か月180,000円分のサービスを利用した場合の利用者負担額（1割負担の場合）



介護保険の利用者負担が高額になったとき

同じ月に利用したサービスの利用者負担の合計額（同じ世帯内に複数の利用者がある場合は世帯合計額）が下表の上限額を超えたときは、申請により超えた分が「高額介護サービス費等」として後から支給されます。

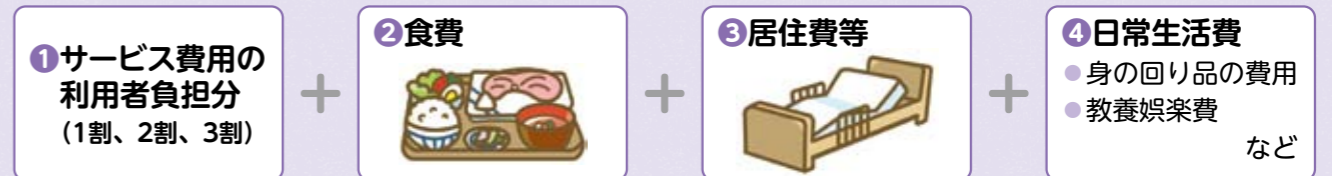
利用者負担の上限（1か月）

利用者負担段階区分	上限額（世帯合計）	
住民税課税世帯で、右記に該当する65歳以上の人が世帯にいる場合	●課税所得690万円以上	140,100円
	●課税所得380万円以上690万円未満	93,000円
	●課税所得145万円以上380万円未満	44,400円
●一般（住民税課税世帯で、上記3区分に該当しない場合）	44,400円	
●住民税世帯非課税等	24,600円	
●合計所得金額および課税年金収入額の合計が80万円以下の人 ●高齢福祉年金の受給者	15,000円（個人）	
●生活保護の受給者 ●利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合	15,000円（個人） 15,000円	

●支給該当の場合、「高額介護サービス費等支給申請書」を送付しますので、お住まいの町の役場窓口にて提出してください。

施設を利用するサービスの利用者負担

介護保険施設に入所した場合は、下の①～④が利用者の負担となります。



利用者負担は施設と利用者間で契約により決められますが、基準となる額（基準費用額）が定められています。

■基準費用額：施設における居住費・食費の平均的な費用を勘案して定める額（1日あたり）

令和6年8月から 居住費等の金額が変わります。【 】内は令和6年7月までの金額です。

居住費等				食費
ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	
2,066円 【2,006円】	1,728円 【1,668円】	1,728円 (1,231円) 【1,668円 (1,171円)】	437円 (915円) 【377円 (855円)】	1,445円

●介護老人福祉施設と短期入所生活介護の場合は（ ）内の金額になります。

低所得の人は食費と居住費等が軽減されます

●特定入所者介護サービス費等

低所得の人の施設利用が困難にならないように、申請により、食費と居住費等の一定額以上は保険給付されます。くわしくはお住まいの町の役場窓口へお問い合わせください。



利用できるサービス




サービスを利用したときには、サービス費用のめやすの**1割、2割、3割**を利用者が負担します。利用者の負担については、P8をご覧ください。


令和6年4月から

介護報酬が改定されたため、サービス費用のめやすが変わりました。介護予防サービスを含む訪問リハビリテーション、訪問看護、居宅療養管理指導、通所リハビリテーションについては、6月に介護報酬が改定されました。


在宅サービス

訪問を受けて利用する

サービスの種類	サービスの内容と費用のめやす
<p>要介護 訪問介護(ホームヘルプ)</p> <p>要支援 訪問型サービス</p> <p>介護予防・生活支援サービス事業</p>	<p>ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の身体介護や調理、洗濯などの生活援助を行います。</p>  <p>■ サービス費用のめやす</p> <p>要介護1~5</p> <p>【身体介護中心・20分以上30分未満の場合】…………… 2,440円 【生活援助中心・20分以上45分未満の場合】…………… 1,790円 【通院時の乗車・降車等介助・1回につき】…………… 970円</p> <p>要支援の人が利用する訪問型サービスは介護予防・生活支援サービス事業からの提供になります。 P15へ</p>
<p>要介護 訪問入浴介護</p> <p>要支援 介護予防訪問入浴介護</p>	<p>介護職員と看護職員が移動入浴車で家庭を訪問し、入浴の介助をします。</p>  <p>■ サービス費用のめやす</p> <p>要介護1~5 【1回につき】 12,660円 要支援1・2 【1回につき】 8,560円</p>
<p>要介護 訪問リハビリテーション</p> <p>要支援 介護予防訪問リハビリテーション</p>	<p>居宅での生活行為を向上させるために、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が訪問してリハビリテーションを行います。</p>  <p>■ サービス費用のめやす</p> <p>要介護1~5 【1回につき・20分間の場合】 3,080円 要支援1・2 【1回につき・20分間の場合】 2,980円</p>

サービスの種類	サービスの内容と費用のめやす
<p>要介護 訪問看護</p> <p>要支援 介護予防訪問看護</p>	<p>疾患などを抱えている人について、看護師などが居宅を訪問して、療養上の世話や診療の補助をします。</p>  <p>■ サービス費用のめやす</p> <p>要介護1~5</p> <p>【訪問看護ステーションから・30分未満の場合】 4,710円 【病院または診療所から・30分未満の場合】 3,990円</p> <p>要支援1・2</p> <p>【訪問看護ステーションから・30分未満の場合】 4,510円 【病院または診療所から・30分未満の場合】 3,820円</p>
<p>要介護 居宅療養管理指導</p> <p>要支援 介護予防居宅療養管理指導</p>	<p>医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが居宅を訪問し、療養上の管理や指導をします。</p> <p>■ サービス費用のめやす</p> <p>要介護1~5 / 要支援1・2</p> <p>【医師が行う場合・1か月に2回まで】 5,150円</p>

通所して利用する

サービスの種類	サービスの内容と費用のめやす
<p>要介護 通所介護(デイサービス)</p> <p>要支援 通所型サービス</p> <p>介護予防・生活支援サービス事業</p>	<p>通所介護施設で、食事・入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を日帰りで行います。</p>  <p>■ サービス費用のめやす</p> <p>要介護1~5 【通常規模の事業所・7時間以上8時間未満の場合】 6,580円~11,480円 ※送迎を含む。</p> <p>要支援の人が利用する通所型サービスは介護予防・生活支援サービス事業からの提供になります。 P15へ</p>
<p>要介護 通所リハビリテーション(デイケア)</p> <p>要支援 介護予防通所リハビリテーション(デイケア)</p>	<p>介護老人保健施設や医療機関等で、食事・入浴などの日常生活上の支援や生活行為向上のためのリハビリテーションを、日帰りで行います。</p> <p>■ サービス費用のめやす</p> <p>要介護1~5 【通常規模の事業所・7時間以上8時間未満の場合】 7,620円~13,790円 ※送迎を含む。</p> <p>要支援1・2 【共通的サービス】(月単位の定額) 22,680円・42,280円 ※送迎、入浴を含む。</p>

通所して利用する

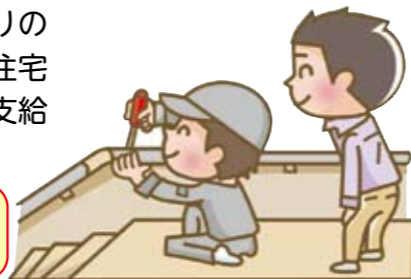
サービスの種類	サービスの内容と費用のめやす
要介護 短期入所生活介護 (ショートステイ) 要支援 介護予防短期入所生活介護 (ショートステイ)	介護老人福祉施設などに短期間入所している人に、日常生活上の支援や機能訓練などを行います。 ■ サービス費用のめやす 要介護1~5 【併設型・多床室の場合・1日につき】6,030円~8,840円 要支援1・2 【併設型・多床室の場合・1日につき】4,510円・5,610円
要介護 短期入所療養介護 (ショートステイ) 要支援 介護予防短期入所療養介護 (ショートステイ)	介護老人保健施設や医療施設などに短期間入所している人に、日常生活上の支援やリハビリテーションなどを行います。 ■ サービス費用のめやす 要介護1~5 【多床室の場合・1日につき】8,300円~10,520円 要支援1・2 【多床室の場合・1日につき】6,130円・7,740円

在宅に近い暮らしをする

サービスの種類	サービスの内容と費用のめやす
要介護 特定施設入居者生活介護 要支援 介護予防特定施設入居者生活介護	指定を受けた有料老人ホームなどに入居している人に、日常生活上の支援や介護を提供します。 ■ サービス費用のめやす 要介護1~5 【1日につき】5,420円~8,130円 要支援1・2 【1日につき】1,830円・3,130円

居宅での暮らしを支える

サービスの種類	サービスの内容と費用について
要介護 住宅改修費支給 要支援 介護予防住宅改修費支給	事前に大雪地区広域連合へ申請して認められたのち、手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をしたとき、改修費が支給されます。 工事前に大雪地区広域連合へ申請が必要です ■ サービス費用について ● 20万円を上限に費用の一部が介護保険から支給され、利用者は負担割合分を支払います。



サービスの種類	サービスの内容と費用について
要介護 福祉用具貸与 要支援 介護予防福祉用具貸与	日常生活の自立を助けるための福祉用具（下記の品目）を貸与します。 要介護 ● 車いす ● 車いす付属品 ● 特殊寝台 ● 特殊寝台付属品 ● 床ずれ防止用具 ● 体位変換器 ● 手すり(工事をとみなわないもの) ● スロープ(工事をとみなわないもの) ● 歩行器 ● 歩行補助つえ ● 認知症老人徘徊感知機器 ● 移動用リフト(つり具の部分を除く) ● 自動排泄処理装置(原則として要介護4・5の人のみ) 要支援 ● 手すり(工事をとみなわないもの) ● スロープ(工事をとみなわないもの) ● 歩行器 ● 歩行補助つえ 要支援1・2および要介護1の人には、車いす(付属品含む)、特殊寝台(付属品含む)、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト(つり具の部分を除く)は原則として保険給付の対象となりません。 ■ サービス費用について ● 用具の種類や事業者により金額は変わります。支給限度額(P8)が適用されます。 令和6年4月から 次の福祉用具は、ケアマネジャーや福祉用具専門相談員の提案を受け、利用者の意思決定で購入することができます。 ● 固定用スロープ ● 歩行器(歩行車を除く) ● 単点杖(松葉づえを除く)と多点杖 入浴や排せつなどに使用する福祉用具を都道府県などの指定を受けた事業所から購入した際に、購入費が支給されます。 大雪地区広域連合へ申請が必要です ■ サービス費用について ● 同年度で10万円を上限に費用の一部が介護保険から支給され、利用者は負担割合分を支払います。 令和6年4月から 福祉用具貸与の対象用具のうち次の福祉用具は購入することができます。 ● 固定用スロープ ● 歩行器(歩行車を除く) ● 単点杖(松葉づえを除く)と多点杖
要介護 特定福祉用具販売 要支援 特定介護予防福祉用具販売	入浴や排せつなどに使用する福祉用具を都道府県などの指定を受けた事業所から購入した際に、購入費が支給されます。 大雪地区広域連合へ申請が必要です ■ サービス費用について ● 同年度で10万円を上限に費用の一部が介護保険から支給され、利用者は負担割合分を支払います。 令和6年4月から 福祉用具貸与の対象用具のうち次の福祉用具は購入することができます。 ● 固定用スロープ ● 歩行器(歩行車を除く) ● 単点杖(松葉づえを除く)と多点杖



施設サービス

● 要支援1・2の人は利用できません。



施設に入所する

サービスの種類	サービスの内容
要介護 介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	常時介護が必要で居宅での生活が困難な人に、日常生活上の支援や介護を行います。 ● 新規入所は原則として要介護3~5の人が対象です。
要介護 介護老人保健施設 (老人保健施設)	状態が安定している人が在宅復帰できるよう、リハビリテーションを中心としたケアを行います。
要介護 介護医療院	長期の療養を必要とする人に、医療と日常生活上の介護を一体的に行います。

地域密着型サービス

地域密着型サービスは、住み慣れた地域での生活を続けるために地域の特性にあわせたサービスです。サービスの内容や種類は、市区町村によって異なります。原則、他の市区町村のサービスは受けられません。

住み慣れた地域で利用する

サービスの種類	サービスの内容
要介護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日中と夜間を通じた複数回の定期訪問と随時の対応で、介護と看護を一体的に提供します。 
要介護 小規模多機能型居宅介護 要支援 介護予防小規模多機能型居宅介護	通いを中心に、利用者の選択に応じて訪問や泊まりのサービスを組み合わせて提供します。
要介護 夜間対応型訪問介護	夜間でも安心して在宅生活を送れるよう、巡回や通報システムによる夜間専用の訪問介護です。
要介護 認知症対応型通所介護 要支援 介護予防認知症対応型通所介護	認知症の人を対象に専門的なケアを提供する通所介護です。
要介護 看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせたサービスを柔軟に提供します。
要介護 認知症対応型共同生活介護(グループホーム) 要支援2のみ 介護予防認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	認知症の人が共同生活する住宅でサービスを提供します。 
要介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設に入所する人のための介護サービスです。 ●新規入所は原則として要介護3~5の人が対象です。
要介護 地域密着型特定施設入居者生活介護	定員が29人以下の小規模な介護専用型特定施設に入居する人のための介護サービスです。
要介護 地域密着型通所介護	定員が18人以下の小規模な通所介護です。



介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業は、65歳以上のすべての人を対象とした、市区町村が行う介護予防のための事業です。介護保険の認定を受けていなくても、一人ひとりの生活にあわせたサービスを利用することができます。

- サービスの内容や費用などは市区町村によって異なります。くわしくは地域包括支援センターにお問い合わせください

要支援1・2と認定された人や、介護予防・生活支援サービス事業対象者が利用できる「介護予防・生活支援サービス事業」と、65歳以上のすべての人が利用できる「一般介護予防事業」があります。

介護予防・生活支援サービス事業

要支援1・2 介護予防・生活支援サービス事業対象者

介護サービス事業者が提供するサービスに加えて、企業やボランティア、NPO、住民主体の支援などによる多様なサービスが利用できます。

● 訪問型サービス

介護サービス事業者による、介護予防を目的とした食事・入浴・排せつなどの身体介護や調理・洗濯などの生活援助を受けられます。また、ボランティアによる生活援助や保健師などによる健康に関する短期的な指導など、多様なサービスが受けられます。



● 通所型サービス

介護サービス事業者による、通所介護施設での食事・入浴などの支援や、機能訓練などの支援を受けられます。また、レクリエーションや通いの場の提供、保健・医療の専門職による短期的な指導など、多様なサービスが受けられます。



● その他の生活支援サービス

見守りや栄養改善を目的とした配食サービスや、安否確認や緊急時の対応を行う見守りサービス、自立支援に役立つ生活支援などが受けられます。

一般介護予防事業 65歳以上のすべての人

※要介護認定や基本チェックリストを受けなくても利用できます。

65歳以上のすべての人を対象とした、介護予防のための事業です。介護予防に関する講座・講演会の開催や、地域住民主体で行う介護予防活動の支援などを行います。

